

經濟論叢

第七十二卷 第五號

- マブリの研究 …………… 田 中 真 晴 (1)
- フィジオクラートと古典學派 …… 菱 山 泉 (15)
- 日本鐵鋼業における日鐵資本の地位
…………… 河 合 信 雄 (36)
- 「日本勸業銀行史」「同資料」 …… 堀 江 保 藏 (56)
-

[昭和二十八年十一月]

京都大學經濟學會

マブリ研究

田中眞晴

小論の主人公はフランス啓蒙時代の共産主義的思想家マブリ L'Abbe Gabriel Bonnot de Mably (一七〇九—一七八五) である。いうまでもなく、論究の中心はかれの私有財産批判即ち共産主義思想におかれねばならない。マブリが絶対主義のもとにおけるブルジョワ的發展という環境にありながら、絶対主義に對立しただけでなく、社會のブルジョワ的發展そのものにふかい疑問をもち、私有財産権を神聖視するブルジョワ・イデオロギーを批判したのはまことに注目すべきことである。ところが、かれの思想をとらえようとすると、われわれはただちにつきのような問題に出あう。すなわち、一方ではかれの思想の發展はヨーロッパ、とくにフランスの現状に對する、するどい問題意識にみちびかれており、貧農に對するかれの言葉をやむと、かれをアンシャン・レジーム下の貧農のイデオログと規定したい誘惑にかられるのに、他方かれの思想体系をみると、これはまた濃厚な古代色を帯びており、きわめて超階級的であるのみならず、かれは次第に大衆蔑視にさえ傾いてゆき、そこにうかがわれるのは貧農の階級的利益を代辯する共産主義的革命家とは程遠い漸進主義的な改良論者なのである。われわれはマブリのなかに矛盾的に存在する現實性と空想性を率直に認識しなければならぬ。そうしてこそ共産主義思想が一八世紀にとつた苦惱にみちた姿と、貧農層がマブリによつて代辯された意義と限度が知られるであらう。小論はつぎのような構成をもつ。

一、マブリの問題意識の發展

二、現實認識

三、私有財産批判(以上未載)

四、共産制の内容と改革案

五、マブリ、フイジオクラート、ルソ!

一

「わたくしは、最近二世紀のあいだにヨーロッパでおこなわれたことを、できることなら讃えたいと思う。だがヨーロッパが最近二世紀のあいだほとんどひつきりなしに残酷な戦争のために苦しめられてきたことを見ると、そしてそこではほとんどつねに、このうえなく邪惡な情念が支配しているのを見ると、人類の不幸をかたちづくっている誤ちを善しとすることは、人間らしい心をもっているかぎり、できない相談だといわねばならない。法について書きながら不正を擁護することはできない。要するに、歴史家というものは、なにかもほめてばかりいる人間には到底なれないものである。」これは、マブリが『ヨーロッパの公法』(二七四八)を上梓するに當つてその序文にしるした一句であるが、われわれは、現實に對するマブリの問題意識の起点をそこに讀みとることができ。最近二世紀のあいだヨーロッパ諸國の人民をくるしめた絶えざる戦争、すなわち、新大陸・新航路の發見のち、一六世紀の中葉以降ヨーロッパの列強が植民地と市場をもとめて相斗つた重商主義的帝國主義戦争に對する批判的な意識、それがマブリの思想家としての成長のはじまりであつた。

マブリ *l'abbé Gabriel Bonnot de Mably* (一七〇九—一七八五) は南佛グルノーブルの新貴族の家庭のうまれである。³⁾ 父はドフイネのバルマンの參議官をしていたし、長兄はリヨンの市長となり、親戚には樞機官タンサンがいると

いうようように、かれの一家はアンシャン・レジームの特権階級に属していた。また有名な哲學者コンジャックはかれの弟である。マブリはパリのサン・シユルピス神學校に入つて、僧侶としての位階を経上ることを囑望されていたが、二六才のとき神學校を去り、生涯副助祭の位にとどまつて、それに附隨するわずかの聖職録で生活を支えてゆくこととなつた。けれども、いつそ有望な仕事がかれを待つていた。かれはマブリ家の縁戚で當時パリ最大のサロンの一つに算えられていたタンサン夫人の家庭に出入りするうちに、彼女に人物と才を見込まれて、一七四二年彼女の兄ピエール・タンサンの秘書に推されたのである。ピエール・タンサンは當時外務大臣という要職についていたが、政治については何もわからぬといわれた人で、いきおい一切をマブリに委せがちであつたため、マブリはフランスの外交政策上、陰の人として相當大きな力をもつようになつたと傳えられている。このころのマブリは絶對王制と重商主義的經濟政策の信奉者であつた。かれは特権階級の出身者にふさわしいそのようなイデオロギーをいだきつつ、一七四二年から六年間、オーストリア繼承戦役の場裡に活躍したのであるが、まさにその外交官としてのなまなましい体験とその間にえたヨーロッパ現代史の知識から、ヨーロッパ諸國がたどつてゐるコースに疑の眼を向けるようになったのである。冒頭に引用した『ヨーロッパの公法』は、マブリが政界から身を引いた一七四八年、それまでにあつめていた資料に補筆して上梓したもので、かれが絶對王制と重商主義のエピゴーンからその批判者へと轉身する旋回点に當つてゐる。

政界からしりぞいたマブリは「最近二世紀のヨーロッパ」が人類を不幸におとしつけているという強烈な意識にみちびかれながら、では本來あるべき社會や政治とはどのようなものであるのか、人間の幸福はどこにあるのか、ヨーロッパの不幸、とくにフランスのそれはどこからきたのか、という問題にとりくんでいつた。かれはこうした

問題意識から、ギリシヤ・ローマの古典と歴史およびフランス史を研究し、歴史敘述をとおして現代批判をおこなつた。⁶⁾ いまそれらに立ちいることはできないけれども、「ヨーロッパのたえまない戦争」が列強の重商主義的政策とふかいつながりをもっていることを見抜いて、反重商主義の立場をとつてゐることは興味ぶかいし、絶對王制への疑惑を深めていつたこともこの間の著作でよくうかがえる。要するに、かれの眼は次第に社會問題や政治機構の問題へと向けられていつたのである。

かれは一七五八年『市民の權利と義務』⁶⁾において、自己の社會・政治理論を眞面から展開するにいたつた。かれはここでは絶對王制に反對して人民主權の立場にたち、それとともに、私有財産制に疑問をなげかけてゐる。さきの『ヨーロッパの公法』がマブリエの現實批判の起点であるとすれば、『市民の權利と義務』は、かれが批判者から体系的思想家・共產主義思想家になつた出發点である。そして、マブリエは六〇年代に入つて、古典の研究をふかめつつ、共產主義思想をいつそう明瞭にしてゆくのであるが、われわれは、六〇年以後のマブリエの活動については後論にゆずることとして、まず、かれがそれらの著作のうちで、當時の現實をどのように見ているかを述べよう。⁷⁾

註 (1) Collection complete des Oeuvres de Mably, t. V, p. 241. 以下、たんに Oeuvres としてしめす。テキストは一七九四—五年版一五卷全集(京大法經圖書室藏)による。

(2) 原名は «Le droit public de l'Europe, fondé sur les traités, depuis la paix de Westphalie (en 1648), jusqu'à nos jours.»

(3) マブリエの生涯については、マブリエ全集第一卷に收められてゐる Brizard. Eloge historique de L'Abbé de Mably, (Oeuvres, t. I, pp. 1~92) があつて、詳しく、なお縫田藩三氏が「橋論叢」第二五卷 第四号の資料欄で、マブリエの生涯と著作の考證をしてゐられる。

(4) かれは處女作《Parallèle des Romains et des François, par rapport au gouvernement》1740。では絶対主利と重商主義を讚美しており、それによつてサロンに虚名をさせたと傳えられるが、後年かれ自身この書物を否定し、その遺志によつて全集から省かれてゐる。

(5) 《Observations sur les Grecs》1749。《かたがた》や《たゞ》《Observations sur l'histoire de la Grèce etc》1766。

《Observations sur les Romains》1751。《Observations sur l'histoire de France》2 vol. 1765。わたしは大部なこれらの著作を讀んでいないが、かれの歴史研究は根本資料にもとづいてゐる点で評價されてゐることもたゞ、「過去はわれわれに未來を教えるはずだ」(Oeuvres, t. XI, p. 217)。という言葉から知られるように教訓的であつたといわれる。

(6) 《Des droits et des devoirs du citoyen.》1758。これは草稿でもつて、かれの死後に發表されたものである。なお、當時の批判的な思想家の著作の多くがそうであつたように、かれの著作にも、國內では出版できず、ジュネーヴなどで印刷されたものがすくなくない。

(7) ヴンブリの共產主義思想は、「まごまつた形では、《Doutes proposés aux philosophes économistes sur l'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques》1758。と《De la législation, ou principes des loix》1776。とで、この二つともよく述べられてゐる。

二

マブリは重商主義の反對者であるとともに絶対王制の批判者であつた。そのことは、かれが人民の貧困と類癡の原因は、「いまや、すべての國民をむすびつけてゐる商業のために、諸國にひろがり滲みこんでゆく悪徳」と「ヨーロッパのほとんどすべての國民において、社會の究極目的を忘却の淵に投げこんでゐるデスポスチムの歩み」によるといつてゐることからあきらかである。そして、かれが重商主義や絶対王制を批判するとき、かれの眼は、

抑壓せられている人民大衆、とくにその大部をしめる貧農にそそがれていた。マブリはルイ十四世の趣好によつてつくられた名園マルリーの奢侈と貧農のみじめな生活との對照にはげしい矛盾を感じながら「元來は地味ゆたかで勤勉な人間が住んでいる(この)國では、土地が荒れはてており、農民の顔色は青ざめ、悲しげで、着物もろくに着ていず、農民の小屋といえは、どうにか茅で蔽われているといつたあたりまで」と書いています。ヴォルテールやフィジオクラートとは異つて、マブリは貧しい人々の生活に眼を向けた當時としては數少ない思想家のひとりであつた。しかも、マブリは貧農にただ同情しただけではなく、地主と貧農との階級的利害の對抗を認識してゐたといえるのである。たとえば、かれがフィジオクラートの「自然秩序」を批判して、「汗を流して苦しみながら働らぎ、生きるためには自分の勞働だけしかもつていない日傭農民 *manouvrier* にむかつて、かれはできるかぎり最上の状態にあるのだ、すなわち、すべてのものを侵略した大地主たちが豊富と快樂のうちへのうのと暮しているのはいいことだ、と説きつけようなどと思ひこむためには、諛辨術によほどの自信がなくてはなるまい」といつているのをみれば、そのことは容易に理解されるであらう。それだけではない。かれはまた、農民の状態は金持ちが土地を買込んだために悪化したと指摘しており、これらのことを思いあわすと、マブリが絶對主義の反人民的性格を説き、フィジオクラートの地主的立場を痛烈に批判したのには、一八世紀後半のフランスの農民層のすうたに對する認識がつよくはたらいいたといわねばならない。かれの私有財産の批判、共產主義思想の内容には、次第以下で述べるように、古典の影響がつよいのではあるけれども、かれをそのような方向に向させたこと自体は、たんに古典の影響ということでは説明できず、みぎのような現實意識を無視してはならないであらう。では、そのような批判的な意識から古典に沈潜していつたかれの思想はどういうものであつたらうか。

(1) Oeuvre. t. XI. p. 265.

(2) *ibid.* p. 261~262. なお「この言葉も參照すべきである。」「この下層氏 *populace* と呼ばれている大衆に、世間はあまりに心を向けていない。」(t. IX. p. 257) かが實商主義批判にさして、「市民が他の市民を人間性にとつてこの上なくわるい仕事に就かせるために雇っている國で、すべての人間が自由だと主張するのは、理性を輕んずるものといわれなければならない。」(t. VI. p. 482) といつているのは、商工業における賃労働關係の批判がみられるけれども、マブリの主たる關心は農民にあつた。いうまでもないことながら、啓蒙時代の共產主義者——マブリだけでなく、モレリにおいても——の批判の主たる對象が土地所有であつたといふことは當時の財産の主たる形態が土地であつたことに對照している。それに反して、本來の資本に對する認識はきわめて未熟である。ただし、マブリはたんなる地主的土地所有ではなく、貨幣關係にまきこまれた土地所有をとくに問題としていたのであるが、このことは、ブルジョワ的發展の過程にまきこまれた土地所有をとらえているものとして理解すべきであらう。

(3) Ouvres, t. XI. p. 38.

III

「人類をくるしめる凡百の不幸の根源はなにか、それは私有財産である。」そして「自然の眞實の秩序は、財産の共有と社會的境遇の平等にある。」これがマブリの根本命題であつた。だが、私有財産を批判することは、私有財産を神聖視するブルジョワ・イデオロギーを批判することなくしては不可能であつた。そしてマブリが自己の最大の敵として烈しい論争を行つたフイジオクラートこそ當時のフランスマにおいてもつとも熱烈に私有財産權（とくに土地の所有權）の絶對性を主張した一派だつたのである。フイジオクラートの思想の核心は財産權を自然權とみる点にあるが、これはブルジョワ社會における基本的人權を基礎づけたロックの財産權をうけついでおり、かれらは自

然權たる財産權をば形而上學的な構圖をもつかれらの「自然秩序」の一環にくみ入れていつそう神聖化していた。³⁾ところがまさにその財産權とくに土地私有こそマブリの批判の焦点であつた。われわれは、マブリの私有財産權批判を語るまえに、あらかじめロツクの財産權論を述べておくのが便宜であらう。

ロツクは「政治權力をただしく理解し、それをその起源からみちびきたすためには、すべての人間が自然的にはどのような地位にあるのかを考察しなければならない」として、いわゆる自然状態にさかのぼる。そして自然状態においてすべての人間は自分自身の人格の所有者であるということから財産權がみちびき出される。いわく「かれの肉体の労働とかれの働らきとは本來かれのものであるといつてよからう。それゆえひとは、どんなものでも自然によつてそなえられた状態から動かすと、かれはそれに自分の労働を混ぜたのであり、それに自己自身のものを加えたのであつて、それによつてかれはそれを自分の財産 *property* とする」と。ロツクはこのようにして生命權とともに財産權をも自然權として確定し、政治的社會の支配者にそれを保證する義務を負わせた。そして、さきに述べたように、フイジオクラートはこの理論をうけついでいたのである。これに對してマブリは内在的な批判と超越的なそれとの二種の批判をおこなつている。まず内在的な批判は、人格の所有權から財産の所有權をみちびき出すことが正しいとして、それでは動産（すなわち労働の生産物）の私有權は基礎づけられても本來労働の生産物でない土地の私有權を正當化することはできないであらうという指摘である。だが、いつそう重要であるのは、いうまでもなく超越的批判であつて、これはさらに二つにわかれ、その第一は、「自然状態」そのものを否定すること、第二は、人間の幸福を基準として私有財産制を批判することである。まず第一のものから考察しよう。

さきに述べたとおりロツクやフイジオクラートによる私有財産の基礎づけは自然状態における自然權という思想

を核心としていたのに對して、マブリは、自然状態の存在そのものを否定する。かれはいう、「自然状態はわれわれにとつてどのような意味があるのか。それはわれわれの状態ではないし、またおそらく一度も存在したことさえないであろう」と。こうして、マブリは、私有財産権が自然権としてみとめられる前提そのものを否定することによつて、私有財産権に懸けられた神聖化のヴェールを刳いだのである。ところで、マブリが自然状態を否定するのは、それによつて論敵の根據をうばうためにことさら否定するというような、論争上の戦術からではなくて、實は、人間の社會的本質に關するかれの思想そのものに深い根をもつてるといわねばならない。マブリは「人間が社會的に存在するのは人間に社會的資質 *qualités sociales* があるからである」といつているのでもわかるように、人間を本來社會的なものと考えており、そのため、アトミステイックな諸個人が相互に孤立している世界すなわち自然状態というようなものはどうしても受けいれることができなかったのである。したがつてまた、かれには社會發生に關する契約思想も存在しない。自然によつて、人間は幸福を求めずにはいられぬように、そして幸福は、社會的資質を發展させずしてはえられぬように、つくられているがゆえに、人間は原初から社會的に生活していた、とマブリは考える。

右に述べたことから、ただちに、私有財産権に對するマブリの超越的批判の第二点（これがもつとも重要である）がでてくる。それはこうだ。マブリによれば、自然は人間に幸福になれと命じた。ここからして、人間のただひとつの基本的權利は「幸福になる權利」であり、人間の義務もまた「人民を幸福にするためにもつとも適當なことを政府に行わせること」であり、「社會の究極目的は人民の幸福をますこと」である。このように生命權とか財産權とかを自然權とみとめないマブリは、人類の幸福にとつてプラスかマイナスかということを基準として、そこから

私有財産を批判し否定したのである。マブリによれば私有財産は人類の不幸のもとであり、それは「人類をくるしめる凡百の不幸の根源である」。われわれは、マブリからその理由を聞くべく、しばらくかれの史観にたちいらねばならない。ではマブリの史観はどのようなものであつたか。それはおよそつぎのように要約できるであらう。すなわち。共産制（とくに土地の共有）のもとではひとびとの間に社会的境遇の差別がなく、みな平等であり幸福であつた。そこでは良俗がさかえていた。ところが、私有財産が発生すると一切が悪化しはじめる。人間の社会的資質は失われはじめ、情慾 *Passion* が理性 *Raison* をくもらせ、平等は崩壊し、慣習もわるくなる。私有財産が発展するにつれて、主人と奴隸、地主と貧農、金持ちと貧乏人というような社会的境遇の隔差がましてゆき、諸身分の對抗関係がはげしくなり、人間は私有財産のために貪慾になる。本来は社會の幸福をまもることを任務としていた統治者も私有財産のために貪慾になつて、そこから、人民の幸福をすこしも考えず、かえつて人民を抑壓する專制君主がでてきた。そしてこのような傾向が極限にまで達したのが「われわれがそのなかに住んでいる物の秩序 *l'ordre des choses où nous nous trouvons*」であり、自然の秩序とはまったく反對の世界である。——マブリが「私有財産は人類の凡百の不幸の根源である」というのは、このように考えてであつた。ここで、われわれはいままでとりあげずにおいた重要な点に觸れねばならない。それはマブリがなによりもまずモラリストであり、しかも古代哲學（とくにプラトン）の思想を汲むモラリストであつたということである。そのことは、かれのいう幸福の概念をみれば容易に理解されるであらう。マブリの考える人間の幸福とは、功利主義的な幸福概念とはおよそかけはなれたものであつて、幸福と徳 *vertus* との一致を説く古代的な幸福の概念なのである。かれが私有財産による現代の墮落を非難するときにも、つねにこのような人間観にたつていつているのであり、幸福—徳の失墜が、かれにとつ

てなによりも問題となつてゐる。したがつて、「物の秩序」というそれ自体としてはマルクスの思想を連想させる言葉も、マブリにおいては、なによりも「物の秩序」『食慾の秩序 l'ordre d'avaries』なのである。マブリの思想は古代哲學の影響をつよく受けてゐる、というよりもむしろ、かれの思想の本質的なものがそれであるということ、そして、かれの近代批判はつねに古典と古代を支柱とし、過去へ還ることとむすびついでゐるということ、このことは十分注意しなければならない。(それがかれの思想の限界をなしてゐることは後論で述べる)だが、そうだからといつてかれの近代批判が無意義だとはけつしていえないであらう。むしろ、われわれはつぎの点に注目しなければならぬ。すなわち、マブリは社會のブルジョワ的發展に大きな疑問をいだいて近代的『ブルジョワ的なものに全面的に對立してそれを批判した、この批判はたしかに近代を前へ乗り切るといふ方向ではなくて、過去へ還ることを意味してゐた。だが、かれは古代の思想を身につけ、古典や古代を支柱とすることにともなう限界やかたよりをもちながらも、本質的ないくつかの点で、近代思想の盲点ともいふべきものを、よく突いてゐた、ということがそれである。このことは私有財産批判を中心としてさきに述べたところから理解されるはずである。ここではさらに二つの点を指摘しておこう。

(一) およそ共產主義思想というものは、その形態や成熟度はいかなるものであつても共產主義の名に値いするものであるかぎり、人間の社會的存在をふかくつかんでゐるという点で個人主義的な社會觀を越えていなければならぬ。個人の存在を第一次的なものとしてそこから社會を考へてゆく個人主義的な社會觀——この思考法そのものは、「自然狀態」の假設が消え去つてもそれとともになくなつたのではなく、實に根づよく残つており、自己のうちにあるそれをいかにして突破するかといふことはわたくしたち自身の悩みである——の達しうる「社會主義」は

フェビアン・ンシヤリズムのそれであつて、眞の共產主義ではないであらう。マブリが人間の社會的存在を「社會的資質」の概念でとらえたことは、いかに素朴くであらうとも、共產主義思想にとつて本質的な社會觀をもつていたあらわれだといわねばならない。(三) 私有財産の發生、發展による人間の墮落過程に關するマブリの思想には、ルソー『不平等起源論』とプラトン『國家篇』の影響が容易に指摘されうるし、かれの思想が社會史的過程の分析をほとんどふくまず、テラルの面にかたよつていることも見易い。しかし、そのような欠陥をもちながら、ともかくも、かれは、私有財産の發生と發展による人間の疎外化の過程をついたのである。とくに、マブリが本來人間生活の手段である富が自己目的として追求され、逆に人間はなにもなくなるといふのが私有財産の世界に「物の秩序」の特徴だと考え、このような、目的 \parallel 手段のてんとうをつよく批判していることは注目していい。その点、かれはたしかに人間の本來あるべき姿に對してするとい自覺とをもつていたといわねばならぬ。

以上、われわれはマブリの私有財産批判を検討し、そこではマブリが古代的な思想の流れをくみながら、それによつてかえつて近代の盲点をついてゐる点があつた。では、マブリが「財産の共有制といふこのすばらしい思想をわたくしはどうしても棄て去ることができない」といふ「自然の秩序は、財産の共有と社會的境遇の平等にある」といつてゐるその共產制とはどのようなものであらうか。また、そこに達するためには、あるいは、そこへ還るためにどうすればいいのであらうか。わたくしは後論においてこの問題の検討をおして、マブリの具体的な姿に迫らねばならない。(未完)

註 (1) Oeuvres, t. XI, pp. 378-9.

(2) *ibid.*, p. 37.

- (3) *Oeuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay*, p. 359f. 島津・泰山譯「マナー全集」第三卷六三頁以下。Le Mercier de la Rivière; L'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques. 1767, pp. 8~9. (Collection des Économiste etc.)
- (4) Locke, J.: *Two Treatises on Civil Government*. 1690, p. 118 (Everyman's Library)
- (5) *ibid.* p. 130.
- (6) *Oeuvres*, t. XI, p. 30 f. ロックもまた自己労働で耕作できる以上の範圍の土地の所有については第一次的な自然權とは考えず、貨幣發生を媒介とする迂路を経て説明していた。
- (7) *Oeuvres*, t. IX, p. 269.
- (8) *Oeuvres*, t. XI, p. 20. マンリの「社會的資質」とは「れんびん、pitié, 感謝、reconnaissance, 愛情、名譽愛などをふくんであり、人間に内在的な本性と考えられている。
- (9) ルソーが自然狀態における自然權という思想を、「民約論」において「社會契約」の概念によつて解消したことと比較されたい。ルソーとマンリはともに啓蒙時代の思想家でありながら、啓蒙からの脱出をはかつた人であり、當時の支離的思想と對立したのであるが、一般的にいえば、ルソーは本質的には近代的「ローマン的」であつて、かれにおける古代讚美は「アラドキシカルなものであつたのに對して、マンリは古代的「合理主義的であつたといえる。
- (10) *Oeuvres*, t. IX, p. 92 f.
- (11) なるほど貧農に對するマンリの言葉(前節でわたくしが引用したもの)には、そのまま「われわれの心に迫るものがある。けれども、それはマンリの著作中にはけつして多くないし、かれの著作中からいわば捨いあつめてこなければならぬのであつて、貧農に對してもかれらの品性の墮落をなげく言葉の方が壓倒的に多い。
- (12) マンリがとくに影響をうけているのは「國家」と「法律」からである。だが、「かれの思想を全面的にプラトンの再版だ」とすることはできない。というのは、たとへばプラトンの理想國は身分制的であるのに、マンリは「社會的境遇の平等」ということを主張しており、この点においてかれの思想の啓蒙時代的性格があらわれている。従來のマンリへの關說をみると、一方ではブリザールやエスピナスのようにマンリの古代性を強調するものと、ゲオルク・ミュラーのよう

に「舊蒙時代の子」という面を強調するものとに分れてゐる。cf. Oeuvres, t. 1. p. 11; Lichtenberger: Le socialisme au XVIIIe siècle, p. 288; Müller, G.: Die Gesellschafts- und Staatslehren des Abbés Mably und ihr Einfluss auf das Werk der Konstantine, p. 26.

執筆者紹介

田 中 眞 晴 京都大学講師

菱 山 泉 京都大学
大 学 院
特 別 研 究 生

河 合 信 雄 京都大学大学院学生

堀 江 保 藏 京都大学教授